

# 可決または承認された主な議案

## 専決処分(平成15年度一般会計補正予算(第5号))

平成15年度街路事業費のうち、小川西町地区の都市計画道路3・4・21号線の整備事業において、土地所有者からの収用申請に基づき東京都収用委員会審査中であつた収用の裁決が出されたことから、国庫支出金等及び繰越明許費の増額をするため、市長専決で行つた補正を承認しました。

補正額は、歳入歳出をそれぞれ90万円増額し、補正後の予算総額は、5百10億2千6百41万9千円となりました。



整備された都市計画道路3・4・21号線

## 専決処分(平成16年度老人保健特別会計補正予算(第1号))

平成15年度の老人医療費の確定に伴い、医療費の支払い額に資金不足が生じたため、市長専決で行つた補正を承認しました。

歳入については、平成16年度に精算交付される平成15年度医療費不足額の相当金額を国庫支出金に増額しました。また平成15年度に歳入不足を生じたこと

により、繰越金は見込めなないた減額しました。

歳出では、諸支出金は償還金及び一般会計への繰出金を増額しました。また、前年度予算に資金不足が生じたため、繰上充用の科目を新設し不足額を計上しました。

補正額は、歳入歳出をそれぞれ9千6百70万5千円増額し、補正後の予算総額は百16億6千5百30万5千円となりました。

## 専決処分(平成15年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))

平成15年度退職被保険者等に係る療養給付費が、最終的に不足の見込みとなつたため、市長専決で行つた補正を承認しました。

補正額は、歳入歳出をそれぞれ4千6百40万円増額し、補正後の予算総額は、百28億3千3百88万1千円となりました。

## 専決処分(市税条例の一部を改正する条例)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、平成16年度以降の課税事務を進めるため、3月31日付で条例改正を行つた市長専決処分を承認しました。

改正内容は、個人市民税のうち、均等割の税率を現行の2千5百円から3千円に引き上げること、生活扶助基準額及び生活保護基準額の改定に伴い、均等割、所得割の非課税限度額の加算額を引き下げたことです。

また、固定資産税のうち、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けた附帯設備について、家屋以外の資産とみなして、取り付けた者を納税義務者とする旨の規定を新たに設けたこと、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定を受けようとする者が必ずしも申告に関する規定整備をし

たことです。このほか、都市計画税等についても、適用事項の変更等に伴う所要の改正を行つたものです。

## 市長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

市長、助役、収入役、教育長の退職手当の支給について、現行任期ごとに異なる支給率を、任期にかかわらず定率で支給するよう改正するものです。主な改正内容は、市長の支給率を100分の400、助役を100分の300、収入役、教育長を100分の250とするものです。また、現在の任期に係る退職手当も、それぞれ100分の95の割合で支給するものです。

## 出張所設置条例の一部を改正する条例

集会所条例の一部を改正する条例

図書館条例の一部を改正する条例



移転が決定した東部市民センター

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児・介護を行う職員の超過勤務の制限と子の看護休暇の導入を図るものです。主な改正内容は、小学校就学前の子を養育する職員または要介護者を介護する職員が請求した場合は、超過勤務を1月について24時間1年について150時間以内に制限する規定を設け、小学校就学前の子を養育する職員が、負傷または疾病にかつた子を看護するために必要と認められるときは、1年間で5日の範囲内で取得できる特別休暇を新たに設けるものです。

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等の退職に係る退職手当について、各勤続期間ごとの支給割合を引き下げ、支給率の上限を現行の62・7月から59・2月とするもので、平成16年度と17年度に経過措置を設け、平成18年度に本則の支給率へ移行するものです。また、あわせて職員の普通退職に係る退職手当も、本年7月からその借地を開始するため、出張所設置条例別表、集会所条例別表、図書館条例別表に定めている位置をそれぞれ小平市花小金井一丁目8番1号と改めるものです。

## 市税条例の一部を改正する条例

平成16年度地方税制の改正に伴い規定を改正したものです。改正内容は、個人市民税のうち、同一市町村内に住所を有する均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対し、所得金額が一定金額を超える場合、均等割を課すもので、平成17年度は1千5百円に対する経過措置を設け、平成18年度からは3千円とするものです。年金課税の見直しに伴い、公的年金等控除額算定における65歳以上の者への上乗せ措置の廃止と合わせ、現行48万円の老年者控除を廃止するもので、平成18年度からの適用となります。土地・建物等の長期譲渡所得の見直しを行うもので、内容は、土地・建物等の長期譲渡所得に係る百万円の特別控除の廃止等で、平成17年度からの適用となります。

## 印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑登録を行うときに、従来

の照会回答書方式による本人確認の際に持参する回答書に加え、市長が適当と認める書類の提示を義務づけ、必要に応じて適宜口頭で質問を行い、本人確認を厳格化するための改正です。



市民課窓口

## 議案に対する各会派の賛否

○：賛成 ×：反対 ( ) 内は各会派の議員数 ※政和会の会派所属議員数は議長を除く数

### 6月定例会 〈議員提出議案〉

議案番号	件名	政和(7人)	公明(6人)	フォ(5人)	緑ネ(5人)	共産(4人)	議決結果
第26号	イラクからの自衛隊の撤退と新たな派遣の中止を求める意見書	× 退場1人	×	○ 退場1人	○	○	原案可決
第29号	ハツ場ダム建設見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決
第30号	(仮称)安楽寺小平玉川上水苑建設計画に関する意見書	○	○	○	○	○	原案可決
第31号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書	○	○	○	○	○	原案可決

### 〈市長提出議案〉

議案番号	件名	政和	公明	フォ	緑ネ	共産	議決結果
第28号	専決処分(平成15年度小平市一般会計補正予算(第5号))	○	○	○	○	○	承認
第29号	専決処分(平成15年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))	○	○	○	○	○	承認
第30号	専決処分(平成16年度小平市老人保健特別会計補正予算(第1号))	○	○	○	○	○	承認
第31号	専決処分(小平市税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	×	承認
第32号	小平市印鑑条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第33号	小平市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○ 退場1人	×	原案可決
第34号	小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第35～46号	市道路線の認定及び廃止(第B-186号線ほか11路線の認定、第573号線の廃止)	○	○	○	○	○	原案可決
第47号	小平市出張所設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○ <sup>3</sup> × <sup>2</sup>	○	原案可決
第48号	小平市立集会所条例の一部を改正する条例	○	○	○	○ <sup>3</sup> × <sup>2</sup>	○	原案可決
第49号	小平市立図書館条例の一部を改正する条例	○	○	○	○ <sup>3</sup> × <sup>2</sup>	○	原案可決
第50号	小平市長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第51号	小平市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第52号	小平市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第53号	小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決
第54号	小平市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	原案可決